

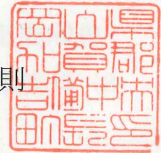
吉備中央町公告第 34 号

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

吉備中央町長 山 本 雅 則



1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 工 事 名 | 8-34 小規模ため池補強事業(元利償還助成事業) 釜の口池地区 |
| (2) 施 行 場 所 | 岡山県加賀郡吉備中央町 案田 地内 |
| (3) 工 事 種 別 | 土木一式工事 |
| (4) 工 事 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 施 工 期 間 | 契約締結日から令和 9 年 2 月 15 日 |
| (6) 予 定 価 格 | 設定有り (事後公表) |
| (7) 最低制限価格 | 設定有り (事後公表) |
| (8) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (9) 契 約 保 証 金 | 請負代金の 10 分の 1 以上 |

2 入札参加資格

本入札公告に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になったものでないこと。

- (5) 入札公告日から入札日までいずれの日においても、吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 16 年吉備中央町告示第 8 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札公告日から入札日までいずれの日においても、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団の構成員及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 経営規模等評価結果通知書に係る土木一式工事の総合評定値が 600 点以上の者であること。
- (9) 過去 15 年間（平成 23 年度から令和 7 年度）に国、独立行政法人又は地方公共団体の発注する 1,000 万円以上の土木一式工事を元請として請負い、施工実績を有する者であること。
- (10) 令和 8 年度吉備中央町入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- (11) 令和 8 年度吉備中央町入札参加資格審査申請における本社が町内に有していること。
- (12) 「岡山県電子入札共同利用システム」が利用できる者であること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 誓約書
- ウ 工事経歴書（任意様式可）

(2) 申請期間

入札公告日から令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時までとする。

(3) 申請時間

岡山県電子入札共同利用システム（以下、「電子入札システム」という。）稼働時間内とする。（ただし、令和 8 年 9 月 15 日は午後 5 時までとする。）

(4) 提出方法

電子入札システムで行うこと。

(5) その他

- ア 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

4 入札参加資格の有無について

- (1) 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和8年9月24日（木）までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、参加資格者証という。）を郵送する。
- (2) 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和8年9月24日（木）午後5時までに連絡をし、後日その理由書を郵送する。

5 仕様書及び設計書等の閲覧

- (1) 本工事に係る仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

入札公告日から令和8年9月15日（火）まで

イ 閲覧場所

吉備中央町公式ホームページ及び入札情報公開システム

- (2) 仕様書等について、質疑がある場合は、電子入札システム上で問い合わせ、解決して入札に臨むこと。

- (3) 質疑書提出期限

令和8年9月15日（火）正午まで

- (4) 質疑回答日

令和8年9月24日（木）までに質疑者に対し、回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、回答する。

6 入札日時、方法等

- (1) 入札日時

令和8年9月29日（火）午前10時

- (2) 入札方法

電子入札システムで行う。

- (3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 提出書類

ア 内訳書

- ・ 入札金額と内訳の工事費合計を一致させること。
- ・ 入札後に行う再度の入札では内訳は不要とする。

7 入札における注意事項

- (1) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- (2) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、再入札を同日午後1時に、再々入札を同日午後3時に行う。
- (3) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以内で最低制限価格を下回らない最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価格に入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を提出すること。

9 入札の取りやめ等

不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 最低制限価格を下回った入札
- (2) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (3) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXによる入札
- (6) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (7) 以下のいずれかに該当する入札書による入札

ア 入札金額を訂正した入札書

イ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書

ウ 要領を知得することができない入札書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約条件等

- (1) 落札日から起算して 14 日以内に契約の締結を行うものとし、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

12 その他

- (1) 入札参加者が 1 者であっても入札を執行する。
- (2) 本公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及び吉備中央町財務規則の定めるところによる。